

史料紹介 「大和家蔵書」所収「大館陸奥守晴光筆記」・ 「安富勘解由左衛門尉筆記」

木下 聡

はじめに

本稿は、前号・前々号に引き続き、山口県図書館所蔵「大和家蔵書」の紹介である。全十二冊ある「大和家蔵書」の未翻刻の冊のうち、ここでは第八巻の「大館陸奥守晴光筆記 大和守晴完追加」及び第十二巻の「安富勘解由左衛門尉筆記」の翻刻を行う。残る第六・七巻は、『群書類従第二十二輯』に収載されている「宗五大草紙」とほぼ同じなので割愛し、奥書のみ翻刻した。

筆写主の大和晴完及び「大和家蔵書」の概要については、前々号で述べているので、ここでは省略させていただく。

本稿で紹介する冊の内容だが、「大館陸奥守晴光筆記 大和守晴完追加」は、室町幕府將軍義晴・義輝の側近であり、父尚氏（入道常興）と共に故実家としても知られる大館晴光の手になる書に、大和晴完が補筆した書となる。内容は大きく分けて四つで、相伴衆が退出

する客を見送る際の振る舞い、相伴衆から諸家への書札礼、今川義元から尋ねられたことへの大館常興の返答、棟別賦課につき免除の所々となる。

そして「安富勘解由左衛門尉筆記」は、すでに内容のあらましは小泉恵子氏が紹介されているが、概ね次の六つに大別される。三職御書認様、畠山氏の書札、細川被官秋庭備中守元重の書状写、細川家の書札御書次第、諸書札、足利義晴御乳人宮内卿局の尋申条々への返答である。基本は書札礼に関わる故実だが、ここでしか確認できないような文書も書き写されている。

最後になるが、翻刻の許可を戴いた山口県図書館に御礼を述べさせていただきます。

(1) 小泉恵子「細川家関係故実書について」(昭和六十三年年度研究費補助金研究成果報告書一般研究B「室町幕府関係引付史料の研究」一九八九年)。

〔凡例〕

- ・翻刻にあたって、旧字体は適宜現在通用の字体に改めた。
- ・改行は原則として追い込みとし、傍書・挿入箇所も適宜本文中に追いつきとされた。改行や行間が空いている場合は、一行空けた。また読点および並列点を適宜加えた。
- ・罫字は適宜存した。
- ・朱線は印刷の関係上、黒で表記した。

大和家蔵書六 奥書

下総入道

大永八年正月日

宗五判

七十四歳

次郎殿

まいる

大和刑部少輔

源晴完

朱印

大和家蔵書七 奥書

老耄殊文盲事候間、書ちかへ、又落字もあるへく候、外見努々憚入候、

下総入道

大永八年正月日

宗五判

七十四歳

次郎殿まいる

右此二冊者、伊勢下総入道宗五俗名孫書与之、貞方為末代之孚字之間、及多年令懇望写之貞頼仍者也、不可有外見者也、

大和刑部少輔

右此正本者 上意二被

源晴完

朱印

召置訖、

大和家蔵書八

(付箋)

「大館陸奥守晴光筆記

大和天和守晴完追加 全」

朱印「明治十四年改」

(上部に朱で「安政七」)

御相伴衆諸家御送あるへき様躰事

- 一 五山長老ハゑんにて一度、庭上にて一度御送あるへし、
- 一同西堂ハ縁までふかく御おくりあるへく候、
- 一会下の長老ハ、五山の西堂同前、但紫衣は庭上」まで一度御おくりあるへく候、
- 一 平僧ハ座敷のうちばかり、但平僧にて候共、一寺の」住寺にて候ハ、縁までそと御送あるへく候、
- 一 聖護院殿・大覚寺殿、又ハ大臣家、又准後に」御成候衆等事、平中門のそとまで御送あるへし、」又若王子ハ庭上にて一度たるへし、
- 一 堂上御衆、大納言・中納言縁にて一度、庭上にて一度」御おくりあるへし、三儀同前、其外上階中将・少納言・」弁以下、縁まで御おくりあるへし、
- 一 外様衆、縁まで御おくりあるへし、
- 一 御供衆、縁まで御おくりあるへし、
- 一 御部屋衆ハ、縁まで御おくりあるへし、
- 一 申次衆同前、其内にも少かろく御送有へし、
- 一番方の事、座敷のうちばかり御送有へし、
- 一 御会所同朋ハ、御おくりあるましく候、

- 一 奉行衆、さしきのうちまで御送あるへく候、
- 一 東寺宝菩提院・ほうこん院、縁まで、その内にも」わかき衆ハ、さしきの内計御送あるへく候、
- 一 使節衆事、御おくりあるましく候、山徒猶以御おくり」あるましく候、
- 一 六条上人庭上まで御おくりあるへし、同事ながら、本能寺」などハゑんまで、立本寺などハ六条同前、其身清花」たるにより如此候、
- 一 御霊別当・今宮別当、さしきのうちにてあさく」御おくり有へし、
- 一 七条聖人・四条聖人、さしきのうちまで御送あるへし、
- 一 吉田、縁まで御おくりあるへく候、そのほか地下の衆ハ、」さしきのうちばかり御送あるへく候、
- 一 清水執行・祇園執行、さしきのうちばかり御送」あるへく候、
- 一同願、御おくりあるましく候、
- 一 慶寿院殿・上様御使の事、其御使の身程に御あいしらい」あるへし、さしきのうちにていかにもあさくそと御おくり」あるへし、御つかいにて候ハす共同前也、
- 一 中臈・春日殿、庭上まで御おくりあるへし、
- 一 撰家の諸大夫、さしきのうちにて御おくり有へし、」進藤・斎藤ハ御おくりあるましく候、
- 一 山門執行代、縁まで御おくりあるへし、其外出世衆大略」同前たるへく候、
- 一 三職年寄衆ハ、さしきのうちまで御送あるへし、」其外の衆ハ御おくりあるましく候、
- 一 南御所、其外御所」御使、御おくり有へからす、
- 一 御相伴衆年寄衆の事、座敷のうちにてそと御おくり」有へし、馬廻

ハ御おくりあるましく候、

一 右馬頭殿家子衆并年寄衆、さしきの内にて「御送あるへく候、其外ハ御おくりニおよはず候、

一 賀茂の社務、さしきのうちにて御おくり有へし、勝願院」などの事、さしきの内計御送有へし、

一 八幡善法寺、庭上まで御送有へく候、

一 御供衆被官人使者として可参時、御おくりのさたに「及候ましく候、

一 三職家子衆事、さしきのうちまで少ふかく御」おくりあるへし、

一 知恩院・知恩寺、五山西堂同前、

一 大心院・禅昌院、五山えけしやへつ二よるへく候、

一 理性院殿・水本殿、庭上まで御送有へく候、

一 青連院殿・梶井殿・竹内殿坊官衆事、御送有ましく候、

一 御末の衆事、御おくり候ましく候、

一 撰家御衆入御時ハ、門のきハまでも出むかい御申」あるへく候、同

御帰の時も、門のはしらのへんにて「そんきよ御申有へく候、

一 清花の御衆入御時ハ、庭上まで出向御申有へく候、御帰」時ハ平中

門のそとまでおくり御申あるへく候、大臣にて「御入候ハ、猶以

御いんきん可然候、

一 慈照寺殿、平中門のきハまで出むかい御申あるへく候、」御帰時、

一 平中門のそとまでおくり御申あるへく候、

一 万松院院主、大略同前、少かるく御分別有へく候、

一 細川殿御出時、庭上まで御出候て、しやうし御申あるへく候、」御

帰時、平中門のそとまで御おくりあるへく候、

晴光在判

御相伴衆より諸家への書札事

一 撰家への御書札之事、御官位のさたにおよはず、御」あて所書たるへく候、うら書御名字官可在之、

一 公家方の事、大中納言ハハ進覧候たるへく候、恐惶を」さうに、大中納言にあらざるかたかたハハ、恐々にて「進覧たるへく候、但官大臣にて御入候ハ、宛所」たるへく候、うら書名字官、

一 一門跡方事、宮門跡の事ハ申におよはず、聖護院殿・大覚寺殿・三

宝院殿、此類の御衆あて所かた」たるへく候、うら書名字官、

一 脇門跡事、官位によつて恐惶にて進覧たるへく候、」うら書名字官、

一 三職への事、官ハかりにて人々御中たるへく候、恐惶たるへし、」

うら書同前、

一 同家子衆への事、進之候にて、うら書あるへからず候、

一 同年寄衆への事、打付書にて、うらかき有へからず候、

一 同馬廻への事、右同前、恐々をさうに御調有へし、

一 讚岐守殿、謹上書、真に可被調候、恐々たるへし、」うらかき名字

一 武田・赤松・佐々木同前、恐々をも謹上をも讚州へよりハ」さうに

御調あるへく候、うら書御名字計可在之、

一 同年寄衆以下への事、細川殿御内同前、恐々を」さうに御調あるへ

く候、

一 御供衆への事、其人によつて進之候にて、うら書官計」たるへく候、

又其家によつて謹上書にて、うらかき不」可在之候、

一 同被官中への事、打付書、恐々をも一段とさうに」御調あるへく候、

名字官をもさうに御調有へし、

一 御部屋衆への事、進之候、さうに御調あるへく候、」うら書官はか

り可在之、

一申次衆への事、進之候にて、うら御官はかり、いつれも「さうに御調あるへく候、申次のうちにハ御供衆も在之間、」其人によつてあいかはるへく候、

一番方への事、是も其人によつて打付書も進之候も「可在之候、御紋着用の人も在之間、其御用捨かん用候、

一奉行衆への事、打付書にて、御うら書不可在之候、

一外様衆への事、和泉守護などハ謹上書にて、うら書可在之候、細川奥州・摂津守などハ謹上書にて、うらかき不可有之候、

一同朋衆への事、何阿とハかりにて、御うら書不可在之候、「恐々いかにもさうに御調あるへし、

一使節衆への事、円明御房、又ハ乗連御房など「はかりにて、御うら書不可在之候、是も恐々をさうに」御調あるへく候、

一医師・陰陽頭等事、打付書たるへく候、勘解由小路殿・「土御門殿此分たるへく候哉、上池院御房、何も御」うら書不可有之候、

一五山長老への事、あけ所可得尊意候、又ハ可得「御意候など、御調候て、恐惶を真にあそハし、其」寺号又ハ道号あそハし候て、侍者

御中たるへく候、「うら書悉皆、

一同西堂への事、恐々^真と御入候て、進覽たるへく候、「うら書名字官、

一会下長老への事、五山の西堂程に御用あるへく候、」さりながら別而御しんかうの子細有之ハ、各別「たるへく候、

一五山平僧への事、恐々にて、或ハ床下、又ハ几下など「御入候て、御うら書あるへからず候、但平僧にて候共、一寺の」住寺にて候ハ、大略西堂程に御用あるへく候、

一会下平僧への事、猶以かろく御調有へく候、
一女中衆への事、上臈へハ御佐子の御局へらるゝのく、「中臈

へハ、春日殿へらるゝのく、小侍從殿へらるゝのく、「以下へハ

一大和侍への事、其家によるへく候へ共、十市・古市如此」類へハ、大略打付書たるへく候、恐々さうに、

一泉涌寺への事、会下同前、御しんかうの子細有之ハ、「各別たるへし、うら書名字官、

一法花宗への事、本国寺・立本寺事は清花にて「御入候間、進覽候可然候、うら書名字官、惣別ハ」出家に俗性ハ不入候へ共、武家方の御衆ハ、ないしんに「其御心もちこしつたるよし申置候、其外衆ハ

妙覚寺」御房・本能寺御房、此類いつれも此分たるへく候、うら書」不可有之候、

一知恩院・浄花院への事、会下同前御心得たるへく候、うら「書名字官、

一祇園執行への事、宝寿院御房と御入候て、うら書」不可在之候、清水執行、宝寿院よりハかろく御分別」あるへく候、

一南御所・入江殿・惣持院殿への御事、めしつかハれ候」御ひくにへの御あて所たるへく候、そのやうたいハ」惣持院とのへの御文にて候ハ、しゆしやうけんの御りやうへ」のく、いつれも此

分たるへく候、おもてにちくせん^{小上臈にて候}の守と」ハかり可有之、

一御ひくに御所の小上臈ハ、公方様の中臈程に御用有へき」事候、同中臈ハ、公方様の御ちの人程に御分別あるへく候、

一御台様の小上臈ハ、公方様の中らう程の趣候、「中らうハ、公方様御ちの人程に御分別あるへく候、

一門跡方坊官・侍法師への事、いつれも打付書」たるへく候、恐々をさうに、

一吉田への事、官位ニよつて進覧たるへく候哉、「いづれも御うら書ハ有へからず候、

一伊勢祭主への事、猶以かく御分別たるへく候、

一外記・官務への事、何も打付書たるへく候、但「官」ニよつて少其御用捨有へく候、うら書不可在之、

一近衛殿進藤・斎藤并粟津・速水以下への事、「打付書、恐々をさうに、うら書御入有ましく候、

一右馬頭殿への事、畠山左衛門督殿政長朝臣」より進覧と御調候由在之間、此旨を以御」分別たるへく候、

一撰家諸大夫への事、官位ニよるへく候、上階候ハ、その「御心もちあるへく候、御うら書ハ不可有之候、

一清花への事、撰家のことく御官位によらず御」あて所可然候、

一山門・東寺・奈良法師への事、いづれも恐々にて、「宝菩提院大僧正にて御入候間、進覧候、御うら書」何も可有之候、其外わかき衆へハ、一坊をか、へられ」候とも、床下など候て、御うらかき御受領ハかり可有之」候哉、たしかに分別いたさず候へ共、先如此にて候、

右条々、失念様も可有之候、憚千万候へ共、「かたく貴意候間、乍迷惑如此候、

三月廿二日

晴光在判

一吉良殿・石橋殿・洪川殿、何も事外花飾也、又「三職事、武衛名字ハ斯波にて候、左兵衛督にて御入候間、」彼官の唐名を賞翫し、武衛と喚申也、武衛の庶子に「左京大夫と申て御入候、これをも下の殿と申也、武衛を」上の殿と云候よし申伝也、細川殿・畠山殿以上

此三人」を以三管領とかうす、三職とも喚之、三管領とかうする」

事ハ鹿苑院殿御代より始也、先代九代の時ハ執権と」いひ、又御当家へうつり等持院殿より宝篋院殿」までハ執事といひし也、鹿苑院殿御時よりは此」三管領の号始也、管領と申事ハ公方様の御幼年」

之間、御代を御沙汰候職なり、譬主上御幼稚の」御時、撰政之天子の御名代として、天下の政を被執行」心也、然ハ三職のかた／＼ハ

既將軍の御名代を御さた」候上ハとて、吉良殿・石橋殿・洪川殿なとの下をハ」御さた候ましき由の意趣にて侍也、又吉良殿・」石橋

殿・洪川殿の憤ハ、縦雖被補三管領、有子細」為家間上をさたあるへきと也、諸家の用ハ何も／＼と」申なから、猶以三職よりハ、吉

良殿・石橋殿・洪川殿」をは一段敬被申由候、又三職の外にハ山名殿・一色殿・」細川讚岐守殿・畠山修理大夫殿能登守護、此四人」

何も事外賞翫たる由候、世俗に申候ハ、三職の旁」を入、又此四人をくわへて、七かしらの大名と申由候、但」七頭の名とて記録な

とハ不分明由候也、三職の中」にてハ、武衛事の外位上候、其外の大名我も／＼と被」存候、雖然事外高下有之由候、土岐・佐々木

京極・赤松・」大内・武田・北条・今川・富樫・仁木、か様のかた

大略」同輩之振舞之由候、今川殿ハ事外主花飾之由候、「土岐もよき系図たりとて、位上候、如此衆ハたいかい」謹上書にて候、

如此衆よりハ、三職へハ事外敬被申」由候、菊池・大友などの類をハ、右衆よりハ下手に被心得」候也、

一細川殿年寄衆、公方様五ヶ番の衆なミたるよし申之」如何事、さやうの段不承及候、其ゆへハ懸御目候事」以下も、皆相かハリ候、さらになさやうになミになるへからず候、」もと／＼より今にいたりて各参会の時も、奉公かた」の儀ハ各別にて、三職衆年寄衆の座上に

なをり」被申候、其かくれあるへからず候云々、

一当時茶湯をすきと申て、世上はやらかし候、鹿苑院殿様」御もてあそひの由申候如何事、一切無之事情、世間に候」名物などハもちろん御物候、御茶湯など御もてあそひ」の事ハ不承及候、於殿中御茶湯事、御次のすへにおかれ候、「当時すきと申ならハし候ハ、町人などの申出事にて候、たゝ、商人の躰にて候仁たる人ハ不可然候、慈照院殿様」御代名物共ハ御物にて候、我等も覽及申候、御すきの」御茶湯など申てさせられ候事ハ曾無之事情、

右両条ハ今川義元より大館常興へ被相尋候」其返答也、写之訖、

就棟別可被除所々

一神社方 一寺家方勲願所・御祈願所 一御所々 一竹園并諸門跡
一撰家・清花・堂上以下 一座頭・猿樂以下類 一唱門士・河原者以下 一相懸非分課役事
右条々、堅被停止訖、若有違犯之輩者、速可被」罪科之由、所被仰下也、仍下知如件、

永祿三年

左衛門尉藤原

对馬守平朝臣

神宮闔閤 飯尾大和守 神宮頭人 撰津守
侍所闔閤 松田对馬守 地方頭人 撰津守
問注所 町野 政所 伊勢守 代 蛭川新右衛門尉

從四位下源晴完^{朱印}

大和家蔵書十二

(付箋)「細川家年寄衆

安富勘解由左衛門尉筆記 全

大館入道常興説等聞書共

朱印「明治十四年改」

(上部に朱で「安政七」)

三職御書認様 安富勘解由左衛門尉書之

一諸門跡方、宛所ハ出世の衆にて可有之、坊官はあそハし候」ましく候、恐惶忝畏存候由可有之、恐々を真に遊候も」あるへし、肩に其院号あそハすへし、

一若王子・定法寺・上乘院の類の事、進覽之候とあるへし、」肩に院号少に可被遊候、

一撰家方、非異儀者御使可然候、万一文被進ハ、殿上人にても、又」御侍にても、往古より被申次仁に宛所可然候、恐惶真に可」被遊と忝と云字あるへし、名乗ハ如何にもちいさく真三」可被遊候、
可有御披露候、又ハ、可令洩申給候

一清花方、大略宛所ハ有間敷候、皆々進覽にてあるへく候、」三家トウしやう 花山院殿 久我殿 伝法輪三条殿なり

一よのつねの公家衆方、恐々書、宛所日野殿と肩に」ちいさくあそハし候へく候、文言御賞翫之段可然候、

一御相伴衆小路の名を遊あひ候、其後者人々御中と」被遊候事も候つる、又進之候ともあそハし候、但御職御持」なき以前ハ、若輩にて御入候へは、進覽共、御宿所共」あそハし候、御職御持候てからハ、互進之候とあそハし」候ハんするにて候、其外の御相伴衆の御方へ

ハ、た、進之候」にて候へく候、其も御心により候て、進覽にてあ

そハし候、「其内にも賞翫は、只墨のこきうすき、字の大小に候、「秘事候、紙の巻やうにもあるへく候、其も大小候へく候、

一 国持之御衆、恐々、進之候、又打付書もあるへし、

一 御供衆・御部屋衆・申次・番方・奉行・同朋衆以下打付書、「恐々はさうに、御名のりハ大に墨をこう、

一 評定衆・山門使節衆、これもうちつけ書なるへし、「何も人によりてちこへ候、御用捨ハ時にいたりあるへし、「各別也、

〔畠山殿書札事〕

一 三職、進之候、同前、位署書之時も進之候也、

一 赤松・上杉・京極・六角・富樫・大内・島津・大友・菊池・「少式・佐竹・武田・小笠原・南部、各名字官途まで打付書、「位署書時者如常、

一 南禅寺方丈、侍者禅師、恐惶敬白、諸五山大略同前、「西堂方へハ恐々敬白、表書同前、

一 御室恵明院御坊 青蓮院大藏卿法眼御坊「梶井殿大藏卿御坊 一乘院慈恩院御坊「大乘院尊勝院御坊 聖護院住心院御坊「

従御門跡様——拝領仕候条、畏入候、仍——進上仕候趣「可然之様被達尊聞候者、恐悅候、尚以祝着千万候、「恐々謹言、

月日

住心院御坊

御返報

一 南都方、東北院 尊勝院 仏地院 松林院以下

恐惶、貴報、人々御中、

一 関伽井御坊、恐惶、貴報、

一 伊勢国司・飛彈国司、

多気殿、進覽之候、飛彈国司ハ御返報、肩に小島殿「自余同、

一 善法寺御坊、新善法寺御坊、恐々、打付書、

一 造宮司殿、恐々、打付書、白山惣長吏御坊同前、

一 上杉安房守、今川上総介へ、謹上、位署書、

一 太刀一腰・鶯眼千疋上給候、目出喜入候、太刀一振革袋・弓十振

進之候、併表八朔祝儀計候、恐々謹言、

八月三日

沙弥道端判

謹上 小笠原大膳大夫入道殿

一 御帰参之事、連々執申処、去月十八日参上之由承候、「目出候、態

示給之条、殊以本望候、恐々謹言、

十月廿六日

沙弥徳本判

謹上 上杉三郎殿

一 上杉七郎身上之事、連々被歎申子細候、仍山名方「相共執申候、所

詮自他以和睦之儀被属無為、被致奉公「候者、公私可然候、就其猶可被伺上意候、万一又七郎方「無正躰題目候者、涯分以籌策之儀可

被加諷諫候、委曲「専者可申候也、恐々謹言、

六月五日

義淳判

長尾上野入道殿

一 斯波殿 左兵衛佐殿、自山名殿の状也、

従明日五御山水普請候、大石共候、管領者今日迄「三日三被引之由承候、修羅など御用意候ハてハ、引る「間敷候、恐々謹言、

七月四日

持豊判

表書如此
畠山殿進之候、奥ハ如此事也、

進之候

従明日五普請事、心得申候、大石共にて之由承候、修羅之事可申
付候、委細示給間、恐悦候、猶々伊勢下総守三馬方へ可相尋候、
恐々謹言、

七月四日

持国判

奥表書無宛所、諱許也、徳本より山名殿へ御返事也、

一進上之物、或年始共、或端午共、随于時御拝賀為御礼」御劔一腰宗

吉・御馬三疋鶴毛・黒・河原毛進上仕候、可然之様」可預御披露候、恐惶謹

言、

正月廿三日

官名乘判

進上 御奉行所

一親・伯父ニ奉ル状、可為同前、

一状如件ト謹言ハ同程也、執達如件と書たるハ、恐々謹言」より少勝
也、

一上所ニ悉其以状如此ト在ハ、状如件ヨリハ下ル也、

一重恐々謹言、礼昏ニ書也、

一消息立紙為遠所之用候、又貴人并討状本マニ用之、然者」可有礼昏、依

位所上所可有之也、就礼紙五昏ト云フ」アリ、敬儀也、近代無之、

卷様二枚巻て礼紙ニ一枚巻也、」表巻以上四枚也、又紙数礼あり、

一枚ニ書テ一枚礼昏、」一枚表巻也、是ハ常之儀也、当時五紙四昏

礼法稀」なり、大略三枚也、皆同儀也、但五昏四昏至極之敬」時之

儀なり、

一消息三枚ならハ、一枚宛可巻之、二枚目ハ紙ソ、ロケタル」方ニ書

也、三枚目ヨリ可書也、消息ノ裏ニナラハ、」一行折テ」可巻、面ニ

止ハ奥ヨリ可巻之、

一日付ト上所計ハ、裏ニ不可書候、」云字計成共、裏へ書」懸テ日付
可書也、一説裏ニ二クタリモセメテ一クタリ半」成共、無ハトメタ
ルハワロキ心申也、

一消息端ヲ広可置二折程ヲクト云々、譬ハ三寸六分」計なり、

一公事文ヲ一枚ニ書フ、可然也、

一消息ニ名句対句不可好、

一立紙ノ面ヲ表ニスルフ、能書ノ家也、又云、上書ラスル時ハ、」面

ヲ裏ニスルト云説アリ、然者御書ナラハ、面ヲ表へ成へシ、」追書

ノフハ、私様ノ儀也、

一立紙上下ヲ押平ル事鄙也、鯉口ヲ表シテヲロラト」円ニ可捻也、

一引返状ニ即時と書事可然、端ヲ折フ一枚ヲ可折、但」端ニ何事ニテ

モ書タラハ、二枚ヲ可折、

一文動時ノ合点、有無両説也、当時ハ皆加點スル也、長」引へカラス、

三分計也、字ノ上ニ引懸タルハ狼藉也、名乗」ハ人ノヨリ右ニ千ト

下テ可書也、

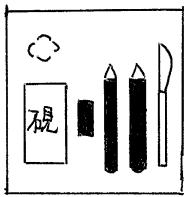
一敬状ヲハ真可書、主君・貴人・親方・尊宿ナトへハ、イカニモ」真ニ

書奉ルヘキ也、

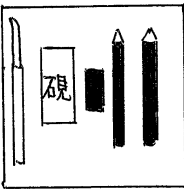
一置硯凶事、瓦硯ハ折敷別に刀置也、刀ハ外へ可向、筆」二管・墨ニ

挺・水入土器・筆台、硯ハ筆二管・墨一挺・小刀、」露瓶之弦外へ

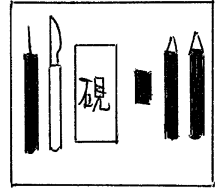
可向、彫入如此、小刀鞘不利也、



小刀ソトへ
ムケヘシ



刀ヲハシニヤキテ筆ヲ
中へヨセテモ置之
イカナル硯ニモ小刀ノ
サヤハサスヘカラス



小刀ウツフク

一人前へ硯ヲ出様、硯管ノ蓋ヲ取テ可出之、紙ヲソヘ」出サハ、硯ノ下ニ重取出也、

一御前にて御硯ヲ給リテ物ヲ書フ、墨ヲシケク不可」摺、一度ニスリタメテ可書、御硯ヲハ主君へ可向奉、硯ヲ」假令送ニ置也、御筆ヲハ取得タランニテ可書、其内可然ト」思ヲ一筆取タラハ、アレコレヲ細々不可取替、書終リタラハ、」筆ノサキヲ硯ニテ可直、ス、ク心モアリ、

〔細川殿御被官秋庭備中守元重書状写之〕

一御書謹頂戴、忝存候、殊御太刀一腰・御馬一疋致拝領候、」畏入存候、仍御太刀一振・御馬一疋進上仕候、此旨可預」御披露候、恐々謹言、

月日

元重判

高橋一殿

吉良殿への儀也、

武衛織田 畠山丹下 石橋殿一 山名、垣屋越前守」一色、延永

洪川殿一 細川讃州東条」 畠山匠作温井 北畠殿垂水

一尊書殊御太刀一腰拜受仕候、畏入存候、仍御太刀一振」致進覽候、

此等之趣宜預御執合候、恐々謹言、

月日

赤松、浦上 京極、若宮 六角、三雲 土岐、斎藤」大内、杉 武田、栗屋 富樫、一 上杉、長尾」駿河守護 今川、矢部 伊勢仁木、一 伊賀仁木、」山科本願寺下間

一尊札畏悦之至候、殊御太刀一腰給候、畏存候、仍御太刀一振」進入候、誠表祝儀計候、恐惶謹言、

月日

大館伊予守殿参人々御中 一色下総守殿同前

又貴報 尊報

一初卯 御発句、如例年可有申御沙汰之由候、猶可参」申入候、恐惶謹言、

月日

伊勢守殿まいる御宿所

伊勢守父子へハ此分たるへく候か、彼同名衆たとい」御供衆たりとも、同輩の少賞翫の趣なるへし、

一摂津 波多野 二階堂 町野 小笠原伊勢守同前殿

一赤松 京極 六角 土岐 大内 武田等之一家、」御供衆たらハ、

可為如伊勢守、御宿所・御報・貴報

一御状委曲令拜見候、仍馬一疋上給候、畏悦至存候、」就中太刀一腰進献候、併表嘉儀計候、恐々謹言、

月日

備中守元重

東国衆 謹上伊達左京大夫殿 大宝寺大膳大夫殿」 蘆名修理大夫、小野寺左衛門佐、葛西、南部、」 湊民部太輔、

九州衆

島津、大友、松浦、菊池、少弐、伊東、「原田、安蘇、各同前、謹上書也、

一八幡善法寺、田中、へハ、恐惶謹言、

月日

善法寺殿人々御中 田中、伊勢祭主、

各同前、貴報・御報、

一賀茂社務 住吉神主 日吉樹下 松尾神主「松梅院 春日御師

平野神主 吉田神主」中東 各御宿所・御報・貴報、又者進覽之候、

一山門使節 杉生 円明 護正院 金輪院「行泉 南岸 各恐々謹

言、

一当方家子衆へハ、可得御意候、

参人々御中・御報・尊報にても、

一守護代、其外年寄衆、恐々謹言、

月日

香川殿御宿所 内藤殿御返報

一御馬廻衆・其外撰丹之国人へハ、昔より進之候の由候、「近年ハ此

類へも草字に御宿所、

一公方様御同朋衆へハ、古阿弥陀仏御宿所 「千阿弥陀仏御返報

一当方之同朋衆へハ、恐々謹言、

月日

松阿弥陀仏進之候

一家子衆・守護代之被官・其内のおとな程の者にて候ハ、「恐々謹

言、

月日

香川内樋敷殿進之候

内藤内弓庭 安富内高木 業師寺内夜久

長塩 奈良 香西 両寺町以下内々者成共、おとな都之」代官などにて候ハ、如前、

一觀世 宝生 金剛 今春以下、恐々謹言、

月日

觀世大夫殿 打付書たるへし、田楽へも同前、

一武衛 畠山、吉良、山名、一色、

御内仁へハ、当方御年寄衆へのことくたるへし、

一両佐々木 赤松 土岐 大内等之守護代おとな衆へハ、「恐々謹言、

月日

若宮左衛門大夫殿 伊庭出羽守殿御宿所

のこりの衆へも大方此分たるへし、武田被官衆へ」昔は進之候と遊候由承候、近年ハ御宿所・御返報と」遊候、平内者の方へハ今も進之候とあそハし」可然候由、常に申候つる、

一上池院 竹田 清法印 祐乗坊などへ、恐々謹言、「御宿所・御返

報、

一本願寺之内、下間筑前など方へ、恐々謹言、

丹後法眼 御坊中 筑前法眼 御返報

下間上野殿 御宿所 可為此分候哉、

一伊勢国人関民部大輔 長野宮内大輔 神戸「梅津 是等同輩、但

千草伊賀方へハ恐々謹言、

月日ノトヲリニ

千草伊賀守殿進之候

一撰家・清花へ之儀、稀之事也、諸大夫・御侍などへの宛所」たるへ

し、一段崇敬の文言也、此旨可有御披露、又ハ「可令洩申給候、恐惶謹言、

月日

大膳大夫殿

一日野殿以下の御類、宛所たるへしか、此旨可預御披露、」恐々謹言、

月日

——殿

一五山之長老并大徳寺・妙心寺以下之長老へハ、是又「一段可為御崇敬候、可得尊意候、恐惶敬白、

月日

進上 侍者禪師 三職への心と同前、

一十利西堂、可得御意候、恐惶謹言、

月日

等持寺 侍者御中

一明眼の僧衆へハ、たとひ平僧にて候共、可為此分候哉、

一七条聖人・四条上人・遊行聖人、此衆も皆々則「崇敬申也、五山之

長老と可為同前、此等之趣宜預御披露候、」又ハ可得尊意候、恐惶

敬白、

月日

金蓮寺上人まいる人々御中

一外記 官務 典薬頭 陰陽頭以下大略等輩たるへし、」恐々謹言、

月日

——殿 御宿所 又ハ進覽之候とも、

一勢州被官の方へハ、何も進之候、但蜷川新右衛門尉方へハ、「草字

に御宿所・御返報、此心に調申候、是ハ政所代之条」可為此分候、

一梶井殿などの類、御門跡方へハ、一段可為崇敬、撰家のことく」たるへし、其中の出世の方へ可被書、又ハ坊官など」にても、

月日

無量寿院 御同宿中

進覽之候、御返事ハ御報、

一脇門跡以下へは、寺号 人々御中 尊報など候て」可然候、

一高野寺 根来寺 粉川寺 東寺 山門 三井寺」等之衆徒の方へハ、

恐々謹言、

月日

——院御同宿中 進覽之候、返事ハ御報なども能々入候へく候、

一常徳院殿様御煩之御、慈照院殿様へ進状、杉原」一重、又上裏袴

ヲ横にして包、如常之立文、

御注進之旨、致披露候、仍上池院可致御薬調進之由」申候、尤可

然思召候、弥御養生儀可為肝要之由、被仰出候、」恐々謹言、

三月十九日

伊勢守貞宗

結城越後守殿

謹上 二階堂中務権大夫殿

左衛門佐殿

表書 左衛門佐殿

謹上 二階堂中務権大夫殿 伊勢守貞宗

結城越後守殿

裏書無之候

永享三

一亀童以下降人事、以已前御返事之旨、落居候、但」出仕事者、未及

御沙汰、只今之儀公私御取乱半之間、」不能巨細候、恐々謹言、

三月廿七日

中務權大輔政行在判
左衛門佐尚氏在判

安富新兵衛尉殿

うら書無之、ヲモテハ尚氏一人也、

上原備前守殿

ハシカキ

武田・結城委細可被申候、

細川殿御書

一就宝秀軒之儀示給旨、得其意候、仍 若君様於「御入洛者、即參洛之様相調候者、可然候、幸当国七少」知行在之由候条、可被相談事肝要候、猶吉田三河守」可申候、恐々謹言、

四月十八日

高国判

武田伊豆守殿

永正元細川殿御書

一御内書頂戴、忝畏入存候、仍御太刀一腰安家・御馬一疋」進上仕候、可然之様可預御披露候、恐々謹言、

八月廿四日

六郎

大内左京大夫殿

一就長次郎左衛門尉知行分儀、去年委曲令申候処、于今」無一途之由候、不可然候、所詮如此間、京着之儀無相違候者、」尤以可為祝着候、尚寺町石見守可申候、恐々謹言、

七月十二日

高国判

畠山左衛門佐殿

進之候

当時殿文字不付、古人筆状大館殿ニ有之、可為証跡、

一就長次郎左衛門尉殿知行分儀、去年委細被申候処、于今」無一途之

儀候間、重而以書状被申候、早々被仰付候者肝要」之由、猶自私可申旨候、可有御披露候、恐々謹言、

七月廿日

道隆

温井備中守殿

うら書

寺町石見守

一就長次郎左衛門尉知行之儀、尊札令拜見候、当国敵依」乱入、取乱候之間、重而可令申候、委細猶温井備中守」可申入旨、可得御意候、恐惶謹言、

十一月十三日

義綱在判

右京大夫殿まいる 尊報

一就御料所筒河庄之儀、御懇示給候、祝着至候、如先々」無相違申付儀之条、被成其御意得、可然之様可被仰上事」可為本望候、恐々謹言、

三月廿六日

義清在判

武田伊豆守殿

うら書

一色

進之候

本正元讃州之状也

一就御馬進上儀、

御内書拜領、忝畏入存候、抑重」被官人等御下知

被成下候、面目之至、不可過之候、各可致」忠節旨、堅可申付候、此趣宜預御披露候、恐々謹言、

八月廿四日

道空在判

大内左京大夫殿

うら書

慈雲院

永正元

一就御入洛之儀、被成下 御内書候、畏頂戴仕忝存候、雖」為何時、可致其覚悟候、不存疎略緩怠之旨、宜預御」披露候、恐々謹言、

ウハ書ハ如此

謹上十月七日

治部少輔豊重判

謹上 大内左京大夫殿

うら書 山名

明応九七

一 御札之旨具令拜見候、仰 公方様至御分国被遷御座候、「次第蒙仰候、目出大慶候、御内書頂戴、於身過分至極候、」忝畏入候、御請之事、陸奥守申合、諸家従是可進上」仕旨存候条、任彼義候、聊非緩怠候、可然様御取合所」仰候、可得御意候、恐々謹言、

六月六日

豊後守忠朝判

謹上大内殿

うら書 島津

一 赤松左京大夫 公方様へ御礼申上度由候、無御別儀様」御申御沙汰、於右京兆可為祝着之由可申旨候、猶進藤新介」可被申候、恐々謹言、

十二月廿一日

元常判

彈正少弼殿

うら書 播磨守

御宿所

大内殿申状

一 石見国益田又次郎貞兼事、御神本惣領候、同国三隅一中務少輔豊信事者、彼益田庶子候之処、今度豊信」自最前、敵方同心、種々致計略候、剩益田所帯申給候、如此」之上者、三隅一跡事被仰付又次郎貞兼者、忝可畏入候、以」此旨可令披露給候、恐々謹言、

十二月六日

政弘判

飯尾左衛門大夫殿

大内殿申状

一 賢息仮名并御字事、申沙汰様被染 御筆候、御面目至候、「併今度御在洛、別而御忠節所致候、弥可申談候之条、可」為本望候、猶委

細弘中越後守可申候、恐々謹言、

正月廿一日

義興判

益田治部少輔殿

一同名但馬守為名代令參洛、致忠節之条、尤以被思召」神妙候、然間当知行所々安堵、続以前支証、被成」御判候、目出候、仍千疋給候、悦入候、祝着計太刀一腰成宗」進之候、恐々謹言、

十一月十三日

勝元

益田越中守殿

一 公方様歳暮御祈禱御卷数一朶御進上之旨、即令」披露候訖、次同一枝・炭一荷贈給候、尤以祝着至候、弥御」恐忿肝要候、猶河村民部丞可申候、恐々謹言、

十二月廿七日

貞孝判

宝菩提院

西問 御返報

一 自三管領土岐殿へ之状、進之候、又御返報、自土岐殿御」返事、恐惶謹言・人々御中・貴報、うら書名字官、「吉良殿へも同前也、又御一家大名・細川右馬頭殿・細川」下野守殿・上杉殿、土岐殿互同輩、うら書官途計也、「土岐殿へ御出候へは、縁迄被出向、請し被申、内者ハ庭上へ」出る、御帰之時、庭上迄御送りありて、両度御礼あり、

一 伊勢禪門為如意寺被御灌頂、御馬一疋髯毛置鞍可引進」之由、被仰出候也、恐惶謹言、

三月十七日

真連判

若王子御坊

一 御進上白布廿端・蠟燭五百挺、則致披露候、仍御書」并段子一端・

盃一枚被進之候、目出候、兼又蠟燭百挺「拜領候、恐悅候、絵一幅・小盃一枚進之候、此由可得御意候、」恐々敬白、

二月十五日

貞国

遊行上人御返報

一 凡書状のちうくを立るに

第一 宛所に書事、

第二 人々御中、参と云字かくハ猶敬心也、

第三 進覽之候、又ハ進献、

第四 御宿所

第五 床下、内状ニ如此、

次 進之候、

第六

第七 打つけかき、参と云字事、惣へをし渡る也、

第八 其とのへ、

一 返事次第、尊報^上 又ハ貴報^上 又ハ御報、御返報ハ」等輩、愚報・返事ハ下也、

一 女中方の事、敬たるかよきと申候、

第一 女房達名を書て、らゝゝゝ

第二 あてところはなくて、其人の名を書て、らゝゝゝ

たとへハ宮内卿殿など有へし、

第三

第四

第五

第六 らゝ
第七 らゝゝ
第八 らゝゝ

一 殿文字の事

殿^上 殿^次 殿^{等輩} 殿^{又ハ} 下様ニ如此書

これを書垂と云々、仮名にとのかきたるハかゝさる程の事と云々、

上 名惶謹言^次 名惶謹言^{又ハ}

名惶謹言^{等輩} 名惶謹言^下

恐惶も草に書たらハ、真の恐々にハ劣と云説もあり、「然共真の恐々にハ、恐惶ハ勝るへき也、真・草にての上下、「何にも書札にいたりてハ、故実あり、如此状如件、或「無之、或候也など書事あり、か様に書事、遺恨」する人あり、其時ハた、恐々謹言を草に書ハ不苦、」恐々も草ニ書ハ、只謹言など同類也、

一人の名の高きひき、ニ上下あり、万にわたる也、

一 被官人への状ハ判計すへし、上には名乗をさうに「大にかくへし、

一 入道へ謹上書、勿論あり、

一 雁一・塩引一・柳二荷拜領候、賞翫無極候、猶以不寄存」御芳志、

祝着千万候、恐々謹言、

十二月十七日

貞宗在判

長谷三位法橋御房

御報

人々御中

一就賢暁首座一級之儀、信濃国建福寺住持職事、「被望申候、無相違之様申御沙汰候者、可為祝着候、恐々」謹言、

八月十八日

義興在判

阿野殿進覽之候

一就因幡堂与本堂寺相論地之儀、尊翰之旨謹拜見「仕候訖、急度相決、自是可申入候、殊以御意候事候間、聊不可致油断候、此等之旨宜令披露給候、恐々謹言、

七月九日

貞孝判

鴨脚兵部太輔殿

うら書
伊勢守

一伊勢貞宗よりの書状、伊勢国司へ付状、可令「披露給候、恐々謹言、

垂水殿

飛驒国司も姉小路殿歟、然者此分、

一西国衆 有馬 種子島 島津 菊地、各進之候、「但近代見及候へ

ハ、謹上書に被認候也、

一東国衆 伊達 大宝寺 白川 南部 葦名「高梨、右同前、

一諏方祝へハ御宿所、住吉神主へも此分候、

一伊勢の 長野 加太 神戸、各進之候、

一細川殿内衆 内藤 葉師寺、各進之候、

一遊佐も同前、御供衆被召加已来見及候へは、「御宿所にて候、

二大館殿書状

先日以奉行被仰出候、——可申旨 上意候、此等之趣「宜得御意候、

恐惶謹言、

月日

尚氏判

右京大夫殿參

うら書
名字官

一從御屋形雁二・鳥十・鯛一折被送下候、祝着畏入候、御心得「候而御申所仰候、恐々謹言、

月日

尚氏

波々伯部兵庫助殿

披露之文言無之段、故実と云々、
一先度如被仰出候、御用子細候、早々御參洛肝要之由、「得其意可令申由候、宜得御意候、恐々謹言、

月日

彈正少弼尚氏

謹上一色殿參

名字官

一——得其心可申由、被仰出候、可得御意候、恐々謹言、

月日

彈正少弼尚氏

謹上 山名殿尊報

名字官

又山名殿參・進覽之候・人々御中と書事も「自然ハあるへしと云々、

一——遠藤丹後守可被申候、恐々謹言、

月日

尚氏

土岐左京大夫殿御報

御宿所とも謹上書にても 赤松殿 京極殿「大内殿 備中守護

和泉守護 淡路守殿など」同前之趣也、

一為和哥御人数、不日御上洛候者、可為御本意之段、可「申入之由候、

宜得御意候、尚氏恐惶謹言、

月日

彈正少弼尚氏

謹上三条殿人々御中

一御料所岡田庄公用事、国符式部少輔方就無沙汰、「今度差下古市彈

正忠候、猶自然之時儀者、預御合力、速令直務候者、尤以可為本望候、別而御入魂肝要候、恐々謹言、

十月廿四日

貞忠在判

神戸石見守殿

進之候

朱印

二宮内卿殿御局 万松院殿様御乳人尋申条々

一上臈へハ、上らうの御つほねらう、と、又一のたいとも、御あかの御つほねとも、た、し御なハときによるへし、此ほどの一のたいにハ、御あかと申候上らう候つる、一の「たいの上らうハ、御所々局御らうのとき、かミ」の「御こしを御よせ候、御門まへより候とて候、

一小上らうへ、御さこの御つほね、と、てんきうをはしめ、御としゆへも、ほそ川わうしうなとへも、なから、すこしハもんこん御としゆのやう」にハ候ましく候よし候、

一中臈とうしの事、波多野殿御局に、春日殿とて「御入候つるか、をくへ給ひ候ハ、たかひに」にて候つる、「御はんかたへも、と御入候つる、いまはめしつかひ候」人のなを、たかひにあそハして、と人々、

一御しもへハ、はりま殿らうと御入候つる、

一ふきやうしゆ・とうほうしゆへハ、まへのかすか殿などハ

りともあそハし候つる、

一ろくおんゐんへハ、侍しやの御中らうと御入候つる、

一いんりやうへハ、にて御入候、

一せんほうしへハ、返事らうにて候、

一かミへハ、らうにて候、

一御所々さまへハ、御わたくしのあて所にて御入候、

一こ上らうへハ、と、

一たけた殿・大としゆりの大夫殿など、らうと御入候、

一はりにて、はくあミ中らうへとさいかうさいとハ、「いはれ候ましき由、申され候つる、結城かけゆ左衛門殿など、」法住院殿さま御代、各さやうに被仰候つる由、色々被申、「其時分しら川と申候て、御美女、はくあミとひとつにて」候つるま、おほミにていけん候ま、そのふんになり候て」と、さいかうさいとおほせられ候つるよし、宮内卿殿御「物語候、

一大名衆の被官へ、御供衆より打付書たるへけれ共、「進之候と調之由候、其中にも書やう高下あるへく候、

一典厩へ勢州よりの状宛所也、如此の時者、家々しつけ」不被知事候、一大上らふより小上臈への文の事、その御局へらう中」らう達へハ

り、小上臈よりも、御中達よりも、「大上臈へ返事と御入候つるよし候、

ふしミ殿よりの御文のあん

一立かへりぬる春の光もかひある御めてたさ、天下おさまり」国、ゆたかなる事にて、御上らくの御まんそくも、「ことふさのかきりにあらず、をしはかられさせ」をハしませ候、猶々めてたさ御さんかにて申され候へく候、「よく心候て申とて候、このよし御心候候て御ひろう候へく候、

引合一重に、ちらしかきにして、上つ、ミを一重にして、立文にして、上下をひねり、上引く、如此「引て此ふん也、

たれにてもものゝしり

かミさまへの文ハ、このよしかミさまへ御心候て申され」候へく候よし、よく、心候て申とく候、

そのほかおなし、上つ、ミも同引く、

御いちやのしり

返事

一文のやう申入候へく候、まことに立かへりぬる春の光も」かひある御めてたさいよ、おほしめし候御ま、と」ことふきならずにおほミさせおハしまし候、めてたく」御しやうらくの事にてなを、めてたさ申され」候へく候よし、心候て申とて候、御心候て御申入候へく候、

御れうしまへのごとく引く

返事

今一通御文言、同あそハしやうもおなし、

誰にてもものゝしり

二大館殿より伊達へ謹上書候、うら書有之、伊達より」大奥へ謹上書

同前、但うら書無之候、

一貞陸云、大名方より年始御礼書札調様事、

為年始御祝言何——致進上候、此等之趣宜預御」披露候、恐惶——、

又云

為改年之御祝儀何——致進上仕候、恐惶謹言、

進上——殿 謹上——殿

次第

一御同宿御中 御同宿中 御坊中

一御宿所 進覽同位 進之候劣也

一公家・門跡・法躰へも 進覽同位也 謹上等同

一奥州之探題殿へ、氏家安芸入道ハ付状に調之、」披露状の事也、

一常にハ御報あかりたると申候へ共、御返報賞翫之由」申方々如何、

一細川典厩并大友殿・武田殿・右京兆晴元などより」中臈衆へ文、春日殿御局」の、とあそハし候」つるとて候、

一武田殿より右京兆へ恐惶謹言とありて、」右京大夫殿参人々御中

実名 うら書以下あり、

一江州より能登へ互うら書無之、

謹上 修理大夫殿 左京大夫義賢恐惶

同返事

一典厩より右京兆へ宛所、うら書官計、

一江州より小上臈へ うら書 左京大夫入道

御左子御局ら の、 承てい

一江州より若狭へ 左京大夫入道

伊豆入道殿御宿所 承禎

一書状の上包、下の方長さハ、むかひを賞翫也、大きさは、」少ハさ

けしむる心也、上下同程常の事也、

二大館殿より文のもやう、雲州守護佐々木尼子殿」への事、

先度御音信、殊以条々御懇之儀祝着至候、猶以拝顔」可申入候、

恐々謹言、

月日

名乗判

尼子伊予守殿

塩治彦四郎殿・尼子孫四郎殿へも御宿所たるへし、伊与殿」へのよ
りも少さうに有へし、

一昨日者来臨喜悅候、御憚には細々以參会可申承候、「恐々謹言、

月日

鶴見修理亮殿進之候

つるミハ京極殿被官ながら、今ハ尼子殿よりき被官」のやう也、其
外福頼普兵衛尉・多胡弥三郎なども同事也、「何も進之候とさうに
有へし、

伯州衆之事

一重宝拝領、祝着畏入候、以參拜可申入候、可得御意候、「恐々謹言、

月日

相模守殿ら、人々御中

相州への事ハ、九郎方よりハ若き事候間如此、賞翫候ても」猶可然
候、自然ハ被官中へにても、又ハ幸松五郎二郎殿」などへの書状の
分に書てもよし、時宜により事よる」へし、これハ別段のおもむ
き也、

一山名与五郎殿・山名小三郎殿・幸松弥二郎殿・」同弥四郎殿などへ
ハ、御宿所たるへし、さのミ真にも」なく、又草にもなき程たるへ
し、幸松八郎殿・幸松」五郎次郎殿・堺沢掃部頭殿・同弥九郎殿・
細谷修理亮殿、「此人々ハ御宿所ながら、ちとさうに書へし、

一以前者御出、恐悅候、何様以參可申候、恐々謹言、

月日

小鴨安芸守殿進之候

凡此分、進之候を墨黒に大きに書へし、福頼・村上・」片山平左衛

門尉・藤左衛門大夫・越振飛驒守、此人々大概」小鴨同前也、但進

之候を墨うすにもあるへし、小鴨彈正忠」同程・塩治豊後守・くた

ミ主計允・藤石見守・片山弥三郎・」村上將監・淀江右衛門尉・狩

野孫左衛門・狩野六郎左衛門尉・」長左衛門尉・山口平右衛門尉・

広瀬・角戸弥七・野村、各」進之候をさうに可書也、

一幸松殿被官菊池肥前守・末次宗兵衛尉・舟越三郎左衛門尉、「恐々

謹言・進之候、何もくさうに書へし、伯耆衆也、

一中務大輔殿被官、藤兵衛尉・進藤右京進・中原」平三兵衛尉・多多

源二郎、進之候いかにもさうにあるへし、

一陸奥守殿へ之書状事、

東山殿御祇候・御造作以下御大儀、尤奉察候、旁以參上」可申入候、

恐惶謹言、

月日

陸奥守殿參進覽候

凡此趣也、人々御中ともあるへし、

一諸大名被官交名少々事、

武衛 甲斐 織田 二宮

畠山殿 遊佐 神保 土肥 椎名 挙田」かいの庄

細川殿 香川 安富 内藤 葉師子 秋庭」長塩

此人々被官方へハ、進之候を如何にも墨黒にこく、」大きに書へ

し、恐々謹言もあまりさうになき」程に書へし、

山名殿 垣屋 大田垣 塩治 田公 田結庄」本ノマ

一色殿 宇治家 延永 三方 石川 小倉

細川讚州 三好 飯尾 友成

畠山匠作 三宅 遊佐 斎藤

赤松殿 浦上 小寺 上原 土田 明石 中村 大河原

大内殿 陶 豊田 杉 神白 広中

京極殿 隠岐 多賀 若宮 下河原 赤田 箕浦

土岐殿 斎藤 大島 遠藤

武田殿 内藤 栗屋 逸見 熊谷 武藤 白井

六角殿 伊庭 三井 三雲

富樫殿 ぬか 山川

此衆大概同ことく進之候、さのミさうになく可書、「此衆の内にても、おとな衆にてハなくて末々の輩」には、如何にもさうにあるへし、進之候、

細川家書札抄

御書次第事

一 三管領其外御相伴衆御一族中ハ

金吾 

匠作 

何も此分候

一 三門跡之事、自此方ハ御書被進候事ハあるへからず、「若從御門跡御書被進候事候者、不可有御返事、次御使」可有御申候也、但時にしたかひ候て、物を被進事候者、其「御内にとり次の仁躰を、かの御使節にたつね候て、其人」のかたへ以御事可被仰、自御門跡様何拝領仕候、畏入候、以「此旨可令披露給候也、恐惶——

宮内卿法印御房 法橋ともあるへし、

一 上杉方へ之御書、可為謹上也、

一 富樫方へハ、自然以書状申候ハ、御返事ハ如常御書たるへし、

富樫介殿 此字不審 へと計有へし

土岐・佐々木同前、

一 御進上之折昏調様之事、

一 鯉 但白鳥等類也、

一 鳥 雁等也 本マ

一 折ハ一合とあるへし、

以上 御屋形様

御名有へし

一 松茸

一 かうるい 精進之物ハ奥に有へし

以上

公方様へまいる時ハ、先魚類有へし、其後精進有へし、「御極まいる時ハ、先此色々御肴の一の奥に五荷共三荷」とも有へし、

一 御進上折昏調様之事、料昏引合、此時ハ高檀紙、

進上

一 御太刀 一 腰白

一 御鎧 一 領白絲

一 御弓征矢

一 御馬 一 疋鶴毛 御鞍置

一 御太刀 一 腰色画 御鞍置

一 御小袖 五重練貫引合

一 香合 一 別紅

一 御花瓶 一 胡銅

一 御絵 三幅 一対 牧溪筆

一 御壺 一

一 御太刀 五腰

一 御刀 一腰

一 盃 四枚桂章色々々

已上 御名

一 御台様へ御進上ハ

一 御小袖 十重ねりぬき

一 御かうはこ 一

一 かね 一つ、ミ

一 御ほん 二まい

以上 御名

しん上

御こそて 五かさねねりひき

しやきん 一つ、ミ

きんのほん 一まい

御こそて 三かさねおりひき

御けんさん 一おなしく

御ほん 一まいついでこう

御しきろう 一ひらひら

千ひき

御かうはこ 一

以上 まさ元

恐々謹言、

五月十八日

河野刑部太輔殿

一 今度上意之時宜、御面目之至候、仍京極去三日暁出陣之間、不移

時日江州南口へ可有出陣候、万一遅引候者、北郡不可有正躰候、

南郡之御方悉其方之出陣於相待候、片時も可被急候也、恐々謹言、

八月九日

長野弥次郎殿 如此之方へ此分之御文章也、

一 雁一・鳥十・海鼠腸到来候、賞翫至候也、恐々謹言、

五月十二日

安富新兵衛尉殿 御内方老者へは此分、

一 当方知行分当国北方上下之社事、可有半济旨被相触候旨、代官注

進候、已前無其例候者、所詮不可有之、無為候者可為本望候、

恐々謹言、

三月十七日

伊勢国司 北畠殿 御宿所

一 弘源寺領当国中条村事、去年以書状令申候ツ、仍只今被成奉書候、

猶已前如令申候、為寺家代官差下物部豊前入道使節候、可然之様

御下知候者、可為本望候、別而無御等閑候者、殊可令悦喜候、

恐々謹言、

六月廿一日

富樫次郎殿

此類之方へ凡文章皆可為此分也、

一 去十七日夜攻落嶽山城、則相踏之由注進候、先以目出候、雖然、

河州事無勢至極之間、大儀之由自尾州被申候、彼城肝要之儀候間、

一 御書之事

御音信承悦候、兼又馬一疋黒給候、喜入候、仍馬一疋黒印 進之 雀目結

候事候、期後信候、恐々謹言、

五月八日

勝元

畠山殿進之候

三職之間凡如此候、此外御相伴衆、

一 去年十二月廿八日於予州泉合戦之時、種々被致忠節一次第、被感恩

召候、仍被成下 御内書候、御面目之至候、弥可被抽戦功也、

早速馳向被抽軍功候者、可為忠節」候也、定為 上意一段可有 御感候、猶以無等閑候者、可悦入候、」恐々謹言、

五月廿四日

大和 筒井殿

十市新左衛門尉殿

箸尾藤德殿

布施播磨守殿

榑原新左衛門殿

大和衆其外如此之類、皆此分たるへきか、

一防・長両国進発事、去年九月十一日宗掃部助為先衆」出陣之由、御注進之趣令披露候畢、尤以神妙之旨、被仰出候、」日出候、巨細猶和泉守可被申候、恐々謹言、

六月五日

九州 太宰少貳殿

一進上上方分、謹上等輩分、

為如此之、皆以官途受領并礼昏可有之、

次下手之方者、名字計、内封之儀也、御宿所・進覽者」同儀、進之候等輩也、但可依人好嫌候歟、人々御中」自我少上方分歟、来人々宛所同前、

一江州船木庄内清和院領念仏田等事、依有子細、片岡」新右衛門尉知行之在所候、仍今度も彼代令在陣候、」自然之儀、毎年無御等閑候者、可悦入候、恐々謹言、

九月十六日

山法師 大藏坊進之候

山門へハ卷数なとまいる時返事様

山門衆徒御中

東大寺年預とも、衆徒とも

興福寺衆徒御中

東寺々僧御中

一南禪寺方丈侍者御中

天龍寺 同前

相国寺 〓

建仁寺 〓

東福寺 〓

万寿寺 〓

一四条道場へハ

金蓮寺 進衆御中 其外ハ寺の名計、

一御内之人老者など、御屋形へ自田舎辺被申事候者、」謹令啓上候、

抑——以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

三月八日 安 右兵衛尉元家

進上 奈良修理亮殿

一他家大名へ此方老衆被申候ハん時ハ、尤以參上可申入之處、」——間、以愚状令申候、仍——事、可然之様御披露所仰候、」恐々謹言、

月日

遊佐河内守殿進之候

垣屋次郎左衛門尉殿進之候

自余此分歟

一松尾・住吉、如此之社家御書事、

松尾神主殿

住吉神主殿 と有へし

一就下国之儀、御音信、殊太刀一腰・馬一疋送給候、悦入候、仍太刀一腰・馬一疋進之候、尚々期後信候、恐々謹言、

三月廿一日

武田大膳大夫入道殿

一就今度下国之事、上様・御方御所様 上意之趣、御調法之至、難申尽候、弥無御等閑候者、可悦入候、猶香川備中守」可申候、恐々謹言、

三月九日

伊勢兵庫助殿

一就下国之儀、御音信承悦候、於自然之儀者、可申合候、兼又「太刀

一腰系給候、殊悦喜申候、仍太刀一腰進之候、恐々、

御家
兵部太輔殿

御一家中へハ、讃岐殿へ計進之候、頭殿へハ「進之候有へし、但當時之儀不存知、

一御門跡御書事、雖前申候、三宝院・梶井殿・実相院、「此等ハ大略御所様御一躰にて御座候、妙法院・聖護院も」撰家にて御座候時も候歟、其時ハあそハし様少かハるへき」にて候哉、一字二字之間にて候、御卷数などまいる候時、返事二」被下候と、拝領と候間にて候、か様之処、心得事由、承及候分」注進候、妙法院・聖護院なとハ、大略宮にて御座候、其返事」は御卷数被下候、忝畏入候、可然様御披露とも、可令」披露給候とも有へし、恐惶謹言、

宮内卿法眼御房

民部卿法橋御房ともあるへし、

一吉良殿などの御方へハ、かなな文にて大略御座候由、承及候、其

故ハ、両方共に御書調やう六借敷候哉、大略」承及分、女房文之御調様にて候と覚候、か様之事」までも、心中存分申候、可得御意候、定可有相違候、

一祈禱之卷数到来候、誠目出候、恐々謹言、

九月

勝尾寺衆徒御中

一当月祈禱之卷数到来候、殊目出候也、恐々謹言、

九月日

箕面寺衆徒御中

一祈禱卷数到来候、目出候也、恐々謹言、

九月日

金龍寺

如意寺

善法寺 と計有へし、此外何も如此たるへし、

一雁二到来候、賞翫之至候也、恐々謹言、

九月

薬師寺備後守とのへ

一鳥十到来候、賞翫之至候也、恐々謹言、

極月日

安富筑後守とのへ 守護代へハ皆以如此候、

一両種濟々到来候、賞翫之至候也、謹言、

九月日

是ハ守護代分也、又可依人、諸国之御被官中此内」又可有子細、

恐々とあるへし、

一歳暮之祈禱之卷数給候、目出候也、

極月廿七日

高野山一心院

一当社祈禱之卷数給候、祝着之至候也、恐々謹言、

九月廿日

住吉神主とのへ

松尾 何も可為此分、

一就年甫之祝儀、馬一疋栗毛印給候、到來共有へし悦候、「仍馬一疋

黒印輪違進之候、恐々謹言、

正月日

土岐美濃守とのへ

内藤案佐々木大膳大夫とのへ、これは六角

一雖左道之至候、見來候之間、鷹鳥一番進覽之候、「御賞翫候者、可

畏入候、恐惶謹言、

十月日

守護代分之人々如此

人々御中と有へし

これハ此方の中より、守護代老者へ遣付文章、

歳暮などの儀一祈禱之卷数給候、祝着之至候、恐々謹言、

十二月

興福寺衆徒御中 東大寺此分也

東大寺年預 ともあるへし、

一御法楽連哥御興行之由候、目出候、仍可令参旨承候、「誠ニ祝着之

至候、必可令参候、御発句之事、雖斟酌候、「御意之事情間、思案

仕可得御意候、返々懇被懸御意候、「畏悦候、恐々謹言、

十二月 日

等輩之間

何殿 御返報 とあるへし

難去依御所望、身々私之存分注進候、乍去「これハ智催注被

置候分、写進之候、自余之本」ニハ被成間敷候、我々勘解由

殿被申置候分、「注進之候、

明応六年九月日

御書宛所大略

一近衛殿 九条殿 二条殿 一条殿 鷹司殿

可有御披露候 可令披露給候

可令洩申候 可令申入給候

などにて、諸大夫の宛所にて、恐々謹言也、直宛所」にてハ 恐

惶謹言 人々御中

一西園寺殿 徳大寺殿 花山院殿 久我殿」 転法輪殿 大略可為同

前、但少可有御用捨哉、

一日野殿 正親町殿 三条殿 烏丸殿

人々御中、又者依時進覽候歟、

一飛鳥井殿 冷泉殿 北畠殿 高倉殿

此等之類進覽之候、又者進之候共、互相参議など」の時可為進覽

候歟、

一吉良殿 左兵衛佐殿 畠山殿 石橋殿

進覽之候

一山名殿 一色殿 進之候

一両佐々木 赤松 土岐 進之候

以上四ヶ所進之候、近年之儀也、

一讃岐守殿 進之候 右馬頭殿 進之候

進之候

一上杉四郎 関東執事

一上杉民部太輔 越後守護

一上杉治部少輔 川越 此衆謹上

一本願寺 進覽之候

一伊達 葦名 白河 小野寺

打付書、但謹上と在之時あり、

一島津 大友 同前

一大内 宛所計、但今ハ進之候、

一武田 富樫 土岐 佐々木 赤松 等之一家、皆「宛所計、

一島山匠作 斯波匠作 進之候

一渋川殿 石橋殿 進覽之候、又ハ進之候

一当方御一家、讚州・典厩外ハ打付書、但可依時、

一山名相州 因幡守護 宮田 此類打付書也、但相州「へハ、依時謹

上共可被遊歟、其時ハ可有礼紙、

一一色兵部少輔以下打付書、

一能州守護へハ進之候、

一龍安寺へハ 義天 キテン

セツカウ 雪江

御住時

是ハ御道号

龍安寺殿様御書

進上 龍安寺 衣鉢客下、同折昏目録には、「進上と必公方様ニ

被遊也、永正四二月五日御出之時」までも如此調上之由、足立加

賀守申也、

一今河殿 謹上或ハ進之候、

一雲州 杵築 大社 国造所へ御書

千家殿 北島殿 とハかり也、

一紀州国造 国造殿と計、

一就佐々木山田小三郎事、佐々木大膳大夫所へ御書御文章」にハ小三郎と計あり、

一天台座主 寺長吏 東寺長者 興福寺々務

此等之門跡へハ、時の門主・竹園・清花を不云、出世などの「宛所にて有へく候、御崇敬可被准、撰家清花ヲ不云」出世などの宛所にて有へく候、

一山上江被遣御書ニ宛所之様

東塔院執行代御房 西塔院執行代御房」楞嚴院別当代御房

一三井寺江 三院衆徒御中と可書

一根来寺 大伝法院兩別頭

大—— 預沙汰所

大—— 行人沙汰所

一高野ハ 金剛峯寺末方連署中

一粉河寺 粉河寺四方年預中

一東大寺 東大寺年預五師御房

一興福寺 興福寺供目代御房

興福寺学侶御中

一園城寺 衆徒御中

三院評定衆御中

一東寺 東寺年預御房

東寺衆僧御中

一宝鏡寺殿 南御所 入江殿 などへハ五百疋もまいる也、

しん上

五百ひき

う京大夫、又ハ御名乗をうへをかんなニ、下をまなに書候、
但公方御字を御名乗にあそハし候時ハ、上を「まなに、下を
かなと申伝候、

進上

- 一 御太刀 一 腰白
 - 一 御鎧 一 領白糸
 - 一 御弓征矢
 - 一 御馬 一 疋御鞍置
一 鶴毛
 - 一 御太刀 一 腰色画
一 国光
 - 一 御小袖 一 三重織縫綾
 - 一 御香合 一 別紅
 - 一 御絵 一 三幅一對牧溪
一 筆
 - 一 御刀 一 腰藤四郎
 - 一 御食籠 一 別紅
 - 一 御台 一
 - 一 御盆 一 三枚別紅・堆紅・桂章
- 已上 勝元

進上

- 一 御太刀 一 腰金覆輪
 - 一 百貫
 - 一 御馬 一 疋瓦毛印
一 雀目結
- 已上 勝元

進上
千疋

名字官途
実名
これハいつくも百貫を万疋と書候へ共、当方ハ百貫と書也、
料昏可有心得歟、これハ歳末御進上、

進上

- 一 白鳥一 一 雁 三 一 海老 二十
 - 一 御炭五十荷
 - 以上 勝元
 - 鯉 一 依敷ニ廿、
三共 鯛 二 同前 鱸 一 本ノマ、
鱸語 同前
 - 虱斗蛇 一 折 海老 一 折 貝蛇 一 折
 - 鮭 一 尺 鮒 一 折 鮎 一 折
 - 蛸 一 折 辛螺 一 折 蛤 一 折
 - 雁 一 一 鵠 一 一 雉 十
- 其外可依物

安富勘解由左衛門尉秋庭備中守ニ書記而出畢、
文明五三月十六日

本云
上原次郎左衛門尉、斎藤々兵衛尉種々雑談にて其次「書写之、
于時永正十一年八月又写之、従一雲軒申請」得御意候者也、
〔黒印、「嘉永三改」〕